

医療法人財団 慈強会
介護老人保健施設 高井の里
指定（介護予防）短期入所療養介護
利用契約書



令和6年8月1日変更

【目 次】

1. 利用約款	
第 1 条 約款の目的	1
第 2 条 適用期間	1
第 3 条 利用者からの解除	1
第 4 条 当施設からの解除	1
第 5 条 利用料金	2
第 6 条 料金の変更	2
第 7 条 記録	2
第 8 条 身体拘束等	3
第 9 条 秘密の保持及び個人情報の保護	3
第1 0条 療養室の変更	3
第1 1条 緊急時の対応	3
第1 2条 事故発生時の対応	4
第1 3条 提供するサービスの第三者評価の実施状況	4
第1 4条 連帯保証	4
第1 5条 賠償責任	4
第1 6条 利用約款に定めのない事項	4
2. 重要事項説明書	
1. 施設の概要	5
2. サービスの内容	7
3. 協力医療機関等	7
4. 事故発生時の対応について	8
5. 施設利用にあたっての留意事項	8
6. 非常災害対策	9
7. 虐待の防止について	9
8. 要望又は苦情等の申出	9
9. 禁止事項	10
10. その他	10

別紙1 「短期入所療養介護について」

別紙2 「当施設における個人情報利用目的」

介護老人保健施設 高井の里 指定（介護予防）短期入所療養介護 利用約款

（約款の目的）

第 1 条 医療法人財団慈強会（以下「当法人」という。）の開設する介護老人保健施設高井の里（以下「当施設」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、指定（介護予防）短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて、取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第 2 条 本約款は、利用者が「（介護予防）短期入所療養介護 利用同意書」（以下「同意書」という。）を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書、別紙1、別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第 3 条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅（介護予防）サービス計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所サービスの利用を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅（介護予防）サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、正当な理由なく、短期入所サービスの利用中に利用中止を申し出た場合については、原則として、基本利用料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第 4 条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次の各号に掲げる場合には、本約款に基づく、短期入所サービスの利用を解除・終了することができます。

- イ 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合
- ロ 利用者の居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた利用日数を満了した場合

- ハ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設で提供可能な短期入所サービスの範囲を超えると判断された場合
- ニ 利用者及び保証人が本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ホ 利用者及び保証人が当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ヘ 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第 5 条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期入所サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は保証人から、本条第一項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する支払者に対して、領収書を発行します。

(料金の変更)

- 第 6 条 当施設は、介護保険法の改正に伴い、短期入所サービス費が変更となる際には、利用者及び保証人より、新たに同意書を提出していただき、同意を得ることとします。なお、同意書の提出がない場合、短期入所サービスの利用を終了・解除することとします。
- 2 当施設は、短期入所サービス費以外の利用料及び食事等の単価の変更を申し入れる際は、利用者及び保証人に対して、事前に文書で通知することとします。なお、利用料の変更を承諾しない場合、利用者及び保証人は、文書で通知することにより、短期入所サービスの利用を終了・解除することができます。

(記録)

- 第 7 条 当施設は、利用者の短期入所サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は、保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第 8 条 当施設は、原則として、利用者に対する、身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長の判断により、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 9 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上、知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 2 のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として、次の各号に掲げる事項については、法令上介護保険事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- イ サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - ロ 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
 - ハ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ニ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
 - ホ 生命・身体の保護のため、必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - ヘ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項の事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(療養室の変更)

第 10 条 当施設は、利用者に対し、心身の状態の変化又は同室者の生活環境に支障をきたす言動及び行動があった場合、利用者及び保証人に連絡の上、療養室の変更を行います。

(緊急時の対応)

第 11 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項の他短期入所サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、保証人及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 短期入所サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し、必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前二項の他当施設は、保証人、利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して、速やかに連絡します。

(提供するサービスの第三者評価の実施状況)

第13条 実施なし

(連帯保証)

第14条 保証人は当施設に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で連帯して保証するものとします。

(賠償責任)

第15条 短期入所サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、その損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第16条 本約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設 高井の里

(介護予防) 短期入所療養介護 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名：介護老人保健施設 高井の里

開 設 年 月 日：平成4年9月17日

所 在 地：愛媛県松山市高井町1203番地

電 話 番 号：(089)975-7761

管 理 者 名：施設長 緒方 茂寛

介護保険指定番号：(介護予防) 短期入所療養介護

(3857780153号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防) 短期入所療養介護や(介護予防) 通所リハビリテーションといった居宅サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設 高井の里 運営方針】

①清潔で明るく和やかな施設運営を目指して利用者の社会復帰のため、松山リハビリテーション病院と密接な連携を取り、高度なリハビリテーション医学の技術を生かし、当施設で充分活用していきます。

②長い人生を歩まれてきた利用者に敬意を払い、それぞれの方に合った生きがいや安らぎを持っていただきます。

③楽しく、やる気が起り、また、訓練要素を含めたレクリエーションと実際に行っている動作を重視した生活リハビリテーション・自立を促すための正しい介護を行います。

④施設利用者のみならず、地域や家庭との結びつきを大切にした指導・援助を行います。

⑤医療・福祉・地域や生活のニーズに応じたサービスの提供を行います。

⑥(介護予防) 短期入所療養介護では、介護者の冠婚葬祭などの所用や病気、介護疲れなど様々な理由で一時的に家庭でのお世話が困難になった場合、介護者に代わって日常生活上のお世話をを行うことで、入所者本人のみならず介護者に対しても援助を行います。また、(介護予防) 通所リハビリテーション事業を積極的に展開し、在宅介護を支援します。

- ⑦「寝たきりゼロ」を目指し、認知症高齢者のみならず若年性認知症の方に対しても適切な看護・介護を行います。
- ⑧県市町村行政及び福祉・各医療関係諸機関・諸施設との連携を密にし、高齢者福祉の向上に寄与します。
- ⑨開かれた施設として、地域社会・住民との交流を図り、施設に対する理解と協力を得るとともに高齢者医療・障がい者の介助や在宅介護について、啓蒙指導・援助等を行います。また、福祉ボランティアの育成にも取り組んでいきます。

(3) 当施設の職員体制及び職務の内容

①管理者（施設長）：1名【医師との兼務】

施設に携わる従業者の統括管理、指導を行います。

②医師：1名以上【通所リハビリテーションとの兼務】

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

③薬剤師：1名以上【併設病院との兼務】

医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。

④看護職員：10名以上

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）短期入所療養計画に基づく看護を行います。

⑤介護職員：25名以上

利用者の（介護予防）短期入所療養計画に基づく介護を行います。

⑥支援相談員：3名以上

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。

⑦理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

・理学療法士：3名以上【通所リハビリテーションとの兼務】

・作業療法士：3名以上【通所リハビリテーションとの兼務】

・言語聴覚士：1名以上【通所リハビリテーションとの兼務】

医師や看護師等と共同して（介護予防）短期入所療養介護計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

⑧管理栄養士・栄養士：1名以上【通所リハビリテーションとの兼務】

利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。

⑨介護支援専門員：1名以上

利用者の（介護予防）短期入所療養計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

⑩調理員：3名以上

必要な調理を行います。

⑪事務職員：2名以上

必要な事務を行います。

(4) 入所定員等

入所定員：100名 ※介護老人保健施設との合計数

療養室：2階 個室 4室、二人部屋 6室、四人部屋 11室
3階 個室 4室、四人部屋 9室

(5) 通常の送迎の実施地域

以下に掲げる松山市内小学校区内

○久米、窪田、小野、浮穴、石井東、福音、北久米、桑原、素鷺、椿、
石井北、荏原

※但し、松山市の実施地域外・他市町村からの利用については、相談に応じるものとします。なお、ご家族による送迎が可能な場合には、この限りではありません。

2. サービスの内容

① (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案

② 食事の提供

朝食：8時00分～／昼食：12時00分～／夕食：18時00分～

③ 入浴

一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合がございます。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

個別の心身状態に合った日常の食事介助、口腔ケア、排泄ケア等の援助

⑥ 機能訓練 (リハビリテーション・レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

入退所の支援等

⑧ 栄養状態の管理

⑨ 理美容サービス

日時の告知 (原則月2回／第2・第4金曜日)・申込の代行

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものがございます。詳しくは支援相談員へご確認ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関にご協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようになっています。なお、緊急の場合には「(介護予防) 短期入所療養介護 利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

○協力医療機関

名 称：医療法人財団 慈強会 松山リハビリテーション病院

所在地：愛媛県松山市高井町1211番地

○協力歯科医療機関

名 称：かどた歯科医院

所在地：愛媛県松山市久米窪田町166番5号

4. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設では、短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等、利用者の居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当施設は、(1)の場合において、事故の状況及び対応に際して採った処置について記録します。
- (3) 当施設は、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

5. 施設利用にあたっての留意事項

食 事	施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取してください。また、栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権利を委任していただきます。
面 会	ご面会の方は、必ず各階の面会者名簿に氏名等のご記入をお願いします。
外 出	外出の際には、必ず「外出・外泊届」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
飲酒・喫煙・火気	施設内では全面禁止となっております。
設備・備品の利用	施設内の設備・備品は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
金銭・貴重品の管理	所持金は、必要最低限とし、管理については、職員にご相談ください。
利用中の受診	利用中の他の医療機関への受診については、「施設からの依頼による診療」のみとなります。
営利行為 宗教・政治活動	施設内での他の利用者に対する営利行為、宗教的活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
ペットの持ち込み	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は、お断りします。
食品の持ち込み	一定範囲に制限させていただきます。
迷惑行為	他利用者への迷惑行為は禁止します。

6. 非常災害対策

- 災害時の対応：非常通報装置により松山南消防署及び施設職員へ連絡します。
- 防 災 設 備：自動火災報知機、非常通報装置、スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、非常発電装置
- 防 災 訓 練：年2回実施（うち1回は、夜間想定にて実施）
- 非常災害対策の計画を策定し見やすい場所に掲示します。

7. 虐待の防止について

- (1) 当施設では、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。
- ④ 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者	看護・介護長 井上 里美
-------------	--------------

- (2) 当施設では、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 要望又は苦情等の申出

- (1) 利用者及び保証人は、当施設の提供する短期入所サービスに対しての要望又は苦情等について、次項に掲げる受理担当者に申し出ることができます。備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(2) 苦情処理の手順について

- ①利用者・家族様からの相談、苦情等の申出があり、その案件は受理担当者において、直ちに処理できるものについては、その都度対応処理を行います。
- ②受理担当者において処理できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者から聞き取り及び調査を行い、上司に報告して、施設長を長とする関係者検討会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応します。
- ③相談、苦情等の処理簿を備え案件に対する具体的処理の状況（会議の状況、利用者・家族様への通知等）を記録し、保存します。

(3) 苦情等の受理担当者は、次のとおりとします。

○介護支援専門員 河田 秀幸

○支援相談員 箕下 知子

電 話 (089) 975-7761

FAX (089) 976-5779

受 付 月曜日から金曜日 (平日に限る) 8:30~17:30

苦情等は、次に掲げる公的機関に申し出ることもできます。

○松山市役所指導監査課

電 話 (089) 948-6968

受 付 月曜日から金曜日 (平日に限る) 8:30~17:15

○愛媛県国民健康保険団体連合会

電 話 (089) 968-8700

受 付 月曜日から金曜日 (平日に限る) 8:30~17:15

○愛媛県社会福祉協議会 (愛媛県福祉サービス運営適正化委員会)

電 話 (089) 998-3477

受 付 月曜日から金曜日 (平日に限る) 9:00~12:00

13:00~16:30

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. その他

当施設の詳細については、パンフレット等を用意しておりますので、ご請求ください。

【別紙1】

短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、利用者に家庭での生活を継続していただくために立案された居宅（介護予防）サービス計画に基づき当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。当該サービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、（介護予防）短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者、保証人及びご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について、同意をいただきます。

3. 利用料金

（1）基本料金

①施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。また、当施設の体制により次のとおり利用料金が変動します。

○介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）

【パターン1】※基本型

要介護度	介護負担割合					
	(1割)		(2割)		(3割)	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	579 円	613 円	1,158 円	1,226 円	1,737 円	1,839 円
要支援2	726 円	774 円	1,452 円	1,548 円	2,178 円	2,322 円
要介護1	753 円	830 円	1,506 円	1,660 円	2,259 円	2,490 円
要介護2	801 円	880 円	1,602 円	1,760 円	2,403 円	2,640 円
要介護3	864 円	944 円	1,728 円	1,888 円	2,592 円	2,832 円
要介護4	918 円	997 円	1,836 円	1,994 円	2,754 円	2,991 円
要介護5	971 円	1,052 円	1,942 円	2,104 円	2,913 円	3,156 円

【パターン2】※在宅強化型

要介護度	介護負担割合					
	(1割)		(2割)		(3割)	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	632円	672円	1,264円	1,344円	1,896円	2,016円
要支援2	778円	834円	1,556円	1,668円	2,334円	2,502円
要介護1	819円	902円	1,638円	1,804円	2,457円	2,706円
要介護2	893円	979円	1,786円	1,958円	2,679円	2,937円
要介護3	958円	1,044円	1,916円	2,088円	2,874円	3,132円
要介護4	1,017円	1,102円	2,034円	2,204円	3,051円	3,306円
要介護5	1,074円	1,161円	2,148円	2,322円	3,222円	3,483円

※上記料金とは別に、以下の加算及び減算を算定します。

○高齢者虐待防止措置未実施減算

厚生労働大臣が定める、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（委員会の定期的な開催等、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に算定されます。

○業務継続計画未策定減算（令和7年4月1日から）

感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されていない場合、計画に従い必要な措置が講じられていない場合に算定されます。

○身体拘束廃止未実施減算（令和7年4月1日から）

やむを得ず身体拘束を行うに当たり必要な記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の定期的な開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が講じられていない場合に算定されます。

○夜勤職員配置加算

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合に算定されます。

○個別リハビリテーション実施加算

医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを実施した場合に算定されます。

○認知症ケア加算

3階（認知症専門棟）へ短期入所された場合に算定されます。

○認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症の悪化により在宅での対応が困難と医師が判断し、緊急に指定（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合に入所日から7日間に限って算定されます。

○緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急で利用した場合に利用開始日から7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定されます。

※要支援1及び要支援2の利用者は当該加算の対象外となります。

○若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対して指定（介護予防）短期入所療養介護を行った場合に算定されます。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

○重度療養管理加算

要介護4又は要介護5であって、厚生労働大臣が定める状態である利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に算定されます。

○在宅復帰・在宅療養支援機能加算

在宅復帰に関する施設基準に適合する場合に（I）または（II）が算定されます。

○送迎加算

利用者の居宅と施設との間の送迎を行う場合に算定されます。

○総合医学管理加算

治療管理を目的とし、指定（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合に10日を限度として算定されます。ただし、緊急時施設療養費を算定した日は、算定しません。

○口腔連携強化加算

歯科訪問診療の算定の実績がある歯科医療機関と、相談等に対応する体制を確保する旨を文書等で取り決めたうえで、利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供了した場合に算定されます。

○療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、個別に適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合に算定されます。

○認知症専門ケア加算（I）

日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当された場合に算定されます。

○緊急時施設療養費

救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に1月に1回、連続する3日間に限り算定されます。

○生産性向上推進体制加算

定められた委員会の開催や見守り機器等のテクノロジーの導入、定期的なデータの提出等を行った場合に施設の体制に応じて（I）または（II）が算定されます。

○サービス提供体制強化加算（I）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合又は勤続年数が、厚生労働大臣が定める基準に適合したうえで、利用者に対し指定（介護予防）短期入所療養介護を行った場合に算定されます。

○介護職員等待遇改善加算（I）

介護職員等の賃金の改善等を実施している施設が利用者に対し、指定（介護予防）短期入所療養介護を行った場合は、算定単位数に加算されます。

【加算・減算単位数一覧】	介護負担割合		
	(1割)	(2割)	(3割)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100相当を減算		
業務継続計画未策定減算（令和7年4月1日から）	所定単位数の1/100相当を減算		
身体拘束廃止未実施減算（令和7年4月1日から）	所定単位数の1/100相当を減算		
夜勤職員配置加算	24円／日	48円／日	72円／日
個別リハビリテーション実施加算	240円／日	480円／日	720円／日
認知症ケア加算	76円／日	152円／日	228円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日	400円／日	600円／日
緊急短期入所受入加算	90円／日	180円／日	270円／日
若年性認知症利用者受入加算	120円／日	240円／日	360円／日
重度療養管理加算	120円／日	240円／日	360円／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算			
【パターン1】※基本型 (I)	51円／日	102円／日	153円／日
【パターン2】※在宅強化型 (II)	51円／日	102円／日	153円／日
送迎加算	184円／片道	368円／片道	552円／片道
総合医学管理加算	275円／日	550円／日	825円／日
口腔連携強化加算	50円／回	100円／回	150円／回
療養食加算	8円／回	16円／回	24円／回
認知症専門ケア加算 (I)	3円／日	6円／日	9円／日
緊急時施設療養費	518円／日	1,036円／日	1,554円／日
生産性向上推進体制加算 (I)	100円／月	200円／月	300円／月
	10円／月	20円／月	30円／月
サービス提供体制強化加算 (I)	22円／日	44円／日	66円／日
介護職員等待遇改善加算 (I)	算定単位数の75/1000相当		
	1倍	2倍	3倍

②食費

負担限度額認定証をお持ちの方

朝食 405 円／回、昼食 605 円／回、夕食 435 円／回

その他の方

朝食 470 円／回、昼食 640 円／回、夕食 640 円／回

※負担限度額認定証をお持ちの方に負担いただく金額は、以下のとおりとなります。差額は介護保険者への請求となります。

	第1段階	第2段階	第3段階1	第3段階2
食費の自己負担額	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円

③居住費

負担限度額認定証をお持ちの方

従来型個室 1,728 円／日 多床室 437 円／日

その他の方

従来型個室 1,750 円／日 多床室 450 円／日

※負担限度額認定証をお持ちの方に負担いただく金額は、以下のとおりとなります。差額は介護保険者への請求となります。

	第1段階	第2段階	第3段階1	第3段階2
居住費（従来型個室）の自己負担額	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
居住費（多床室）の自己負担額	0 円	430 円	430 円	430 円

（2） その他の料金

①特別室利用料 個室 1,100 円／日（3階認知症専門棟は除きます）

②日用品費 110 円／日

※個人の希望に合わせて提供したものについては、別途実費がかかります。

③おやつ代 50 円／日

④教養娯楽費 実費

※クラブ活動、施設内行事等の参加者に対する材料費等となります。

⑤電化製品持ち込み使用料 1点に付き 55 円／日

⑥洗濯代

※専門業者への委託となります。

分類	洗濯物	金額
タンブラー乾燥不可の物	下着類（アクリル製品可）、靴下（1組）、フェイスタオル等	1点につき 33円／回
上記以外の物	上着、ズボン、バスタオル等	1点につき 110円／回
その他（ドライ）	上着（アクリルを含むもの）、ズボン（アクリルを含むもの）、セーター類、カーディガン、座布団等	実費

⑥理美容代

※専門業者への委託となります。

調 髪	2,300円／回
一枚刈り	2,000円／回
二枚刈り	2,000円／回
顔 剃 り	1,500円／回
シャンプー	1,300円／回
そ の 他	実費

⑦文書料 1,100円～5,500円／枚（文書の種類による）

⑧インフルエンザ予防接種代 実費

⑨家族宿泊費

家族宿泊室利用時	1,650円／泊
利用者居室での宿泊時の寝具使用料	330円／回
食事代 朝食	470円／食
昼食	640円／食
夕食	640円／食

⑩その他利用者が負担することが適當と認められるもの 実費

（3）支払方法

①毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただいた後、領収書を発行します。

②お支払方法は、窓口での現金払い・銀行振込・自動引落等の方法があります。契約時にご相談ください。

当施設における個人情報利用目的

介護老人保健施設高井の里では、ご利用者様及びご家族様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

●医療・介護サービスの提供

- ①当施設での医療・介護サービスの提供
- ②他病院、診療所、介護サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携
- ③他の医療機関等からの照会への回答
- ④ご利用者様の診療のため、外部医師等の意見、助言を求める場合
- ⑤検体検査業務の委託その他の業務委託
- ⑥ご家族への病状説明
- ⑦その他ご利用者様への医療・介護サービス提供に関する利用
- ⑧サービス担当者会議での情報提供

●介護報酬請求のための事務

- ①当施設での介護保険、公費負担医療等に関する事務及びその委託
- ②審査支払機関へのレセプトの提出
- ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ④公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ⑤その他介護保険及び公費負担医療に関する介護報酬請求のための利用

●当施設の管理運営業務

- ①会計、経理
- ②事故等の報告
- ③ご利用者様の医療・介護サービスの向上
- ④入退所等の管理
- ⑤その他当施設の管理運営業務に関する目的

●損害賠償責任保険等に係る保健会社への相談又は届出等

●医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料

●当施設において行われる実習への協力

●医療・介護の質の向上を目的とした学会及び当施設での事例研究発表

●外部監査機関への情報提供

【付記】

- (1) 上記のうち、他介護保険サービス事業者等への情報提供について、同意し難い事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- (2) お申し出がないものについては、同意していただいたものとしてお扱いさせていただきます。
- (3) 同意いただいた内容については、いつでも撤回、変更等することが可能です。

ご利用者様の名札、写真の掲示等について

当施設では、適切且つ安全な介護を実施するために下記のような掲示を行っております。

下記の事項について、同意し難い事項がある場合には、1階事務室 支援相談員までその旨をお申し出ください。お申し出がない場合には、掲示に同意していただいたものとして対応させていただきます。また、同意いただいた内容については、いつでも撤回、変更することが可能です。

記

1. 療養室入口・利用する机等にご利用者様の氏名を掲示すること
2. 車椅子にご利用者様の氏名を掲示すること
3. 夏祭り、遠足等の行事の際に、胸に名札を付けていただくこと
4. クラブ活動等で作成した作品の展示にあたって、作者の氏名を掲示すること
5. 施設の機関紙、ホームページに顔写真を掲載すること
6. 夏祭り、遠足等の行事後に写真購入申込のため、行事写真を掲示すること

以上

介護老人保健施設 高井の里



医療法人財団 慈強会
介護老人保健施設 高井の里

〒791-1111

愛媛県松山市高井町1203番地

TEL 089-975-7761

FAX 089-976-5779